

2018年12月13日

「研究費の機能的運用に関するアンケート調査」及び「概算払いの一括払い基準額見直しに関するアンケート」  
よくある質問と回答

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
経理部契約調整グループ

種別	問合せ内容	回答
両アンケート共通	アンケートは、1実施機関毎に1回の回答でよいか。それとも、AMED指定の課題番号ごとに回答するのか。	申し訳ございませんが、アンケートによって異なります。 <b>研究費の機能的運用に関するアンケート調査</b> 恐れ入りますが、基本的に課題ごとにご回答ください。全課題“該当なし”であれば、まとめて1回のみご回答下さい。 <b>概算払いの一括払い基準額見直しに関するアンケート調査</b> 1実施機関毎に1回のみご回答下さい。
両アンケート共通	当機関はAMEDから補助金交付のみしか受けていない(委託研究開発契約等は締結していない)が、回答の必要はあるか。	はい。両アンケートとも、委託事業であるか補助事業であるかを問わずご回答下さい。
機能的運用	機能的運用についてのアンケートに関して、アンケートに対する回答は研究課題単位でとのことだが、研究開発担当者による回答は必須か。	いいえ。合算購入等の状況を把握されている方であれば、経理担当者等の研究開発担当者以外の方にご回答頂いて構いません。なお、機能的運用についてのアンケートにメールアドレスを任意で入力頂く欄がございますが、こちらの欄にも、研究開発担当者以外の方(または窓口)のメールアドレスをご記入いただいて構いません。
機能的運用	機能的運用についてのアンケートに関して、「機器の合算購入」及び「消耗品の合算購入」の定義は何か。	特定の「機器」または「消耗品」を複数のプロジェクトに与えられた予算で按分して調達することを指します。
機能的運用	「研究費の機能的運用」のアンケート調査について本調査の回答につきましては、機関の経理担当者(アドレス)からの回答ではなく、個々の研究開発担当者(アドレス)からの回答が必要ということでしょうか。	本調査につきましては、研究室の方でご回答いただければ結構です。アドレスにつきましては“任意”ですので、記載はお任せいたします。研究者の方にご回答いただいた際にも、別窓口のアドレスを記載していただいても構いません。その場合は、そのアドレスで受信される方にも本調査についてご周知いただきますようお願いいたします。
機能的運用	機能的運用についてのアンケートに関して、平成29年度以前に合算購入を実施していた場合でも、平成30年度に合算購入を実施していなければ該当なしと回答してよいか。	はい。今回の調査対象は平成30年度に実施した合算購入のみが対象ですので、平成29年度以前に実施した購入は対象となりません。
機能的運用	機能的運用についてのアンケートに関して、外部の実験設備・分析設備等に利用料については、回答の対象となるのか。	いいえ。施設利用料等は、「機器の合算購入」及び「消耗品の合算購入」のいずれにも該当しませんので回答不要です。